

感染症による出席停止について

次の感染症は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。必ず病院で受診するとともに、ご家庭での健康管理をお願いいたします。下記の用紙を病院で記入していただき、登校開始時に担任まで提出してください。なお、文書料などを含む費用に関して学校からの支給はありませんのでご了承ください。

第1種	エボラ出血熱、ペスト、SARS、新型インフルエンザ等の指定感染症など	【治癒するまで】
第2種	骨髄炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染症のおそれがないと認めるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって2日を過ぎるまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の抗菌物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺がはれて5日経つまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症など	【感染のおそれがないと認められるまで】

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

主治医様

三重県立飯野高等学校長

平素は本校生徒の健康管理にご尽力いただきましてありがとうございます。

登校に際して以下の連絡用紙への記入にご協力をお願いします。

学校感染症における証明書

年 組 名前

1. 病名

2. 出席を停止した期間 月 日より 月 日まで

上記の者は、感染のおそれがない状態になりましたので、登校しても差し支えがないことを認めます。

年 月 日

医療機関名

医師名



※担任	出席停止期間（出席簿）
記入欄	月 日～ 月 日

<※証明がない場合は、病欠となります。証明外の日も病欠となります。>